

議案第4号

屋外広告部会運営規程の一部改正について

屋外広告部会運営規程の一部を改正する規程を、次のとおり制定するものとする。

- 1 規程の名称 屋外広告部会運営規程
- 2 改正する条項 (1) 屋外広告部会運営規程第1条の一部
(2) 屋外広告部会運営規程第2条の一部
(3) 屋外広告部会運営規程第3条を新設、第3条を第4条とする。
- 3 改正内容 (1) 第1条に、千葉市景観総合審議会設置条例及び千葉市景観総合審議会の定義を加える。
(2) 第2条に、屋外広告部会の委員は千葉市景観総合審議会委員から指名するように改める。
(3) 第3条に、屋外広告物条例の規定によりその権限に属させられた事項は、屋外広告部会が定める規定を加える。(新設)
- 4 理由 (1) 第1条に定義を加えることで、同じ表現を繰り返さないようにするため。
(2) 第2条で屋外広告部会の委員構成について、千葉市景観総合審議会委員で構成されることで、専門部会の公正な運営を図るため。
(3) 第3条を新設することで、平成26年度の千葉市屋外広告物条例の改正で、同条例第8条の特例の対象が拡大されたことにより、申請物件が大幅に増えることが予想されるため。

新旧対照表（屋外広告部会運営規程）

改 正 前	改 正 後
<p>(設置)</p> <p>第1条 屋外広告物制度における課題について検討することを目的とし、千葉市景観総合審議会設置条例（平成22年千葉市条例第103号）の定めるところにより、千葉市景観総合審議会に屋外広告部会を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 屋外広告物制度における課題について検討することを目的とし、千葉市景観総合審議会設置条例（平成22年千葉市条例第103号）（以下「<u>条例</u>」という。）の定めるところにより、千葉市景観総合審議会（以下「<u>審議会</u>」という。）に屋外広告部会を設置する。</p>
<p>(組織等)</p> <p>第2条 屋外広告部会の委員は、千葉市景観総合審議会議長が指名する。</p> <p>2 屋外広告部会は6名以内の委員で組織する。</p>	<p>(組織等)</p> <p>第2条 屋外広告部会の委員は、<u>審議会の委員のうちから、審議会議長</u>が指名する。</p> <p>2 屋外広告部会は6名以内の委員で組織する。</p>
	<p>(<u>審議等</u>)</p> <p>第3条 <u>部会長は、千葉市屋外広告物条例（平成3年千葉市条例第63号）第8条に規定された許可の特例を適用しようとする屋外広告物の設置の可否及び当該広告物の意匠その他必要な事項について審議するものとする。</u></p> <p>2 <u>部会長は、条例第7条第6項に基づき審議会に報告するものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項に基づき審議された事項は、条例第7条第8項に基づく審議会の議決とみなす。</u></p>
<p>(会議の非公開)</p> <p>第3条 屋外広告部会は、千葉市情報公開条例施行規則（平成12年千葉市規則第95号）第12条第1項第2号により千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）第7条第2号、第3号及び第5号に該当するため、非公開とする。</p>	<p>(会議の非公開)</p> <p>第4条 屋外広告部会は、千葉市情報公開条例施行規則（平成12年千葉市規則第95号）第12条第1項第2号により千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）第7条第2号、第3号及び第5号に該当するため、非公開とする。</p>
<p>附 則</p> <p>この規程は、平成24年11月21日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この規程は、平成24年11月21日から施行する。</p>
<p>附 則</p> <p>この規程は、平成26年6月26日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この規程は、平成26年6月26日から施行する。</p>
	<p>附 則</p> <p>この規程は、平成27年〇〇月〇〇日から施行する。</p>

報告 1

平成 26 年度 景観法に基づく行為の届出について

1 届出対象行為

- (1) 建築物の新設、増築、改築、移転、外観に係る修繕若しくは模様替又は外観の色彩の変更
- (2) 工作物の新設、増築、改築、移転、外観に係る修繕若しくは模様替又は外観の色彩の変更
- (3) 開発行為

2 届出対象規模

行為の種類	市街化区域	市街化調整区域
建築物の新築等	高さが 20 m を超えるもの 又は延べ面積が 5,000 m ² を超えるもの	高さが 10 m を超えるもの 又は延べ面積が 1,000 m ² を超えるもの
工作物の新築等	高さが 20 m を超えるもの	
開発行為	区域面積が 10,000 m ² を超えるもの	

3 平成 26 年度における届出件数等について

- (1) 集計期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日
- (2) 届出件数 72 件
 - (内 訳) ・建築物 54 件
(共同住宅：27 件、店舗：14 件、工場：4 件など)
 - ・工作物 12 件
(無線基地局：7 件、鉄塔：5 件)
 - ・開発行為 6 件
(宅地分譲のための開発：4 件、ゴルフ場 1 件、倉庫 1 件)
- (3) 景観アドバイザー実施件数 26 件

報告 2

平成 26 年度 屋外広告物条例に基づく申請について

1 平成 26 年度における許可件数について

- (1) 根拠 千葉県屋外広告物条例第 6 条第 1 項
 (2) 許可件数 585 件
 (内訳) ・新規 152 件
 ・更新 409 件
 ・改造 24 件

2 平成 26 年度における屋外広告業登録数について

- (1) 根拠 千葉県屋外広告物条例第 21 条第 1 項
 (2) 登録件数 64 件
 (内訳) ・新規 30 件
 ・更新 34 件

3 平成 26 年度の違反広告物除却件について

- (1) 根拠 千葉県屋外広告物条例第 14 条第 2 項
 (2) 委託名 違反広告物除却等作業委託
 (3) 除却数 15,501 枚
 (内訳) ・はり紙 3,638 枚
 ・はり札 11,839 枚
 ・立看板 24 枚

報告 3**屋外広告物条例の一部改正について**

千葉市屋外広告物条例及び施行規則について、審議会の議を経て、平成 26 年度に一部改正を行いましたので、報告します。

1 改正事項

- (1) 屋外広告物条例
 - ア 広告物景観形成地区の創設
 - イ 許可の特例の拡充
 - ウ 適用除外となる広告物の追加
 - エ 手数料の納付方法の変更
 - オ その他軽微な変更

- (2) 屋外広告物条例施行規則
 - ア 安全点検確認書の添付義務化
 - イ 車両広告物の適用除外基準の改正
 - ウ 様式等の軽微な変更

2 公布日

- (1) 屋外広告物条例 平成 27 年 3 月 9 日
- (2) 屋外広告物条例施行規則 平成 27 年 3 月 31 日

3 施行日

- (1) 屋外広告物条例
 - ア 広告物景観形成地区の創設 平成 27 年 4 月 1 日
 - イ 許可の特例の拡充 平成 27 年 4 月 1 日
 - ウ 適用除外となる広告物の追加 平成 27 年 4 月 1 日
 - エ 手数料の納付方法の変更 平成 27 年 7 月 1 日

- (2) 屋外広告物条例施行規則
 - ア 安全点検確認書の添付義務化 平成 27 年 7 月 1 日
 - イ 車両広告物の適用除外基準の改正 平成 27 年 4 月 1 日